

地方分権が進み、「自分たちのまちのことは、自分たちで責任を持ち、自分たちで決めていく」というように、地方自治体の自立が求められるようになりました。現在、全国252市町村で制定されています。

安平町においても、どのようにまちづくりを進めていくのかをはっきりさせるためにも、町民の皆さんと行政との情報共有や町政方針を決定するまでの「町民参加」と「協働のルール」などを『条例』という目に見えるかたちで決める必要があると考えました。

これまで、制定に向けて専門部会での協議や「まちづくりフォーラム」の開催、そして「まちづくり委員会」を設置し、町民の皆さんとともにつくりあげる取り組みを行ってきました。

まちづくり基本条例は、制定することが目的ではなく、役割分担のもと町民の皆さんが参加するまちづくりを行うことが目的です。

『まちづくり基本条例』で定めているものは？

まちづくり基本条例には、町民と行政の役割・責務・権利がそれぞれ明記されていて、多くの町民の皆さんが関わることで、行政主体ではなく、町民の皆さんと協働でまちづくりが進められるように、次の内容でまとめられています。



- ・ 情報公開や行政の説明責任
- ・ 町民参画の権利と責任、住民投票制度
- ・ 町民と行政との協働や連携
- ・ 総合計画の策定や行財政運営
- ・ 町民・町長・職員の責務
- ・ まちづくりを推進するために必要な審議機関の設置

など

わたしたちのような老夫婦にも暮らしやすいまちになるといいわね。



みんなが協力して何かをするときは、ルールが必要だもんね。勉強会でも開こうか。



これまでも住民参加のまちづくりを目指して取り組んできましたが、まちづくり基本条例を定めることによって、町民の皆さんが主体となって積極的に行政に参加するとともに、「町民一人ひとりが夢を育むまち」、「明るく笑顔が広がる安全安心なまち」、「すべての福祉のために支え合うまち」、「生涯学習を推進し人権を尊重するまち」、「文化を育み心豊かに暮らすまち」、「のどかな住環境を未来の子どもに引き継ぐまち」を目指しています。

次のページでは、安平町まちづくり基本条例（案）に関する意見の再募集と関連する条例の意見募集についてお知らせをしていますので、ぜひ、皆さんのお声を聞かせてください。